

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

あした
の
ニッポン

平成20年(2008年)9月



長寿医療制度が改善されました。

改善策① 所得の低い方の保険料を さらに軽減しました。

該当する方には、保険料額の変更通知をお送りしています。

1. 基礎年金だけで暮らしておられるなど所得が低い世帯の方
(長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入で80万円以下(その他の所得はない))

一人当たりの定額の保険料(均等割) ▶ 9割軽減(21年度～)

(注)今年度は、7割軽減の方は8.5割軽減となります(8月まで年金から保険料を納めている方は、10月から今年度末まで、保険料を年金からお支払いいただかないことになります)。納付書等により納めている方も8.5割軽減します。

2. 住民税非課税など所得の低い方(年金収入で153万円から211万円まで)

所得に応じた保険料(所得割) ▶ 半分程度に軽減(20年度～)

※21年度からは、年金収入の多寡により軽減率が異なります。

【保険料の仕組み】

保険料 = (均等割) 一人当たりの定額の保険料 + (所得割) 所得に応じた保険料



制度導入時から、世帯の所得が低い方は、
7割、5割又は2割が軽減されています



これまで被用者保険の被扶養者だった方へ
～10月から保険料のお支払いをお願いいたします。～



すべての高齢者の方々に保険料を公平にご負担いただくため、サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方にも、10月からは保険料をご負担いただきます。新たな負担となりますので、来年3月までは9割軽減し、1割のご負担をいただきます(全国平均で月額約350円)。ご理解をお願いいたします。

改善策② 年金からの引き落としに代えて 保険料の口座振替が できるようになりました。

年金からの引き落としに代えて、下記の方は、お住まいの市区町村に申し出ていただければ、保険料を口座振替で納めていただけます。

◎これまで2年間、国民健康保険の 保険料の納め忘れがなかった方

過去2年間、
納め忘れナシ



本人の口座から

◎年金収入180万円未満の方で、 世帯主や配偶者が、本人に替わっ て口座振替で保険料を支払って くれる方

本人に
替わって
納付



世帯主や配偶者の口座から

※保険料の納付方法を口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の方の社会保険料控除の額が増えることによって、世帯全体でみた場合の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。
詳しくは税務署またはお住まいの市区町村にお問い合わせください。



国民健康保険制度についてのお知らせ —65～74歳の世帯主の方へ—



国民健康保険でも、多くの市区町村で平成20年10月から（一部で4月から実施済み）、国民健康保険の被保険者が（世帯主も含め）65歳～74歳だけの世帯の世帯主の方は、**年金から保険料（税）をお支払いいただくことになります。**

※次の①又は②の方は、年金からの引き落としの対象外です。

①年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方

②介護保険料と保険料（税）額の合計が年金額の1/2を超える方

※長寿医療制度と同様に、過去2年間、保険料の納め忘れがなかった方は、お住まいの市区町村に申し出ていただければ、口座振替で納めていただけます。

長寿医療制度について、 あらためてご説明させていただきます。

Q1 なぜ長寿医療制度が必要なのですか？



A1 医療費の負担の分かりやすいルールをつくり、高齢者の医療を しっかり支えます。

日本は世界一の長寿国。高齢化に伴う医療費は今後ますます増大していきます。

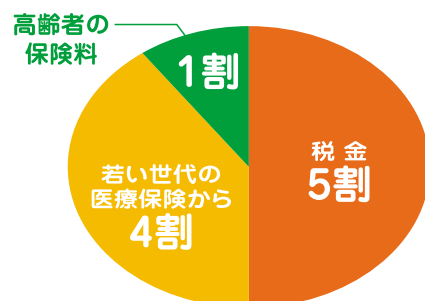
これまでの老人保健制度では、高齢者と若い世代での保険料の分担のルールが明確でなく、健保組合などから、もっとわかりやすい仕組みにしてほしいという強い要望が出されていました。

長寿医療制度では

高齢者の医療費を国民みんなで支えるため、「税金で5割、若い世代の医療保険からの負担で4割、高齢者の保険料で1割」という、わかりやすいルールに変えました。

長寿医療制度は、将来にわたって国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、若い世代も高齢者も納得して支えあう制度として、長い議論を経て導入されたものです。

【病院等での利用者負担を除いた医療費】



※若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者の均衡を図り、2年に1度見直し

Q2 保険料の負担の考え方について教えてください。



A2 高齢者お一人おひとりが所得に応じて保険料を負担する 公平な仕組みにしました。

これまでは、高齢者の中にも、保険料を負担している方と負担していない方がいました。

また、国民健康保険では、市区町村ごとに保険料の格差がありました（全国で最大約5倍）。

【これまでの制度では…】

年金収入月6万円の
一人暮らしの高齢者



国保に加入し、
月1,000円程度の保険料を負担

年金収入月15万円未満で
会社勤めのお子様に扶養されていた高齢者



健康保険の被扶養者で、
保険料負担なし

長寿医療制度では

保険料はすべての高齢者にご負担いただいております、原則として、同じ都道府県で同じ所得なら同じ保険料をご負担いただく公平な仕組みにしました。保険料の地域格差も2倍程度に縮小しました。

また、所得の低い方の負担が一層軽減されるよう改善策を実施しています（1面参照）。

Q3 受けられる医療は制限されませんか？



A3 受けられる医療は変わりません。むしろ、病気になりやすい高齢者の特性にあわせた医療が受けられるようになります。

どうしても病気になりやすいなど、高齢者の特徴を踏まえた医療が求められていました。

長寿医療制度では

75歳以上の高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長くなりがちといった心身の特性があり、これにふさわしい医療が受けられるようにすることが必要です。

長寿医療制度の下でも、**受けられる医療はこれまでと変わりません。**むしろ、より良いサービスが受けられます。**希望により「担当医」を選ぶことができます**（「担当医」を選んでも、他のお医者さんも受診できます）。

また、在宅で安心して生活を送ることができるように、訪問診療や訪問看護の充実を図ります。



長寿医療制度について、 わからないこと困ったことがあれば お住まいの市区町村窓口へ。

長寿医療制度は、都道府県ごとに設けられた広域連合が運営します。

市区町村は広域連合と連携をとり、みなさまへのご相談にきめ細かに対応いたします。

保険料の額、納付方法などのご質問や、生活にお困りの方の保険料の納付相談などがあれば、まず市区町村の窓口でご相談ください。

■ この広報の内容に関するお問い合わせは、

厚生労働省 保険局 総務課 高齢者医療企画室
国民健康保険課

TEL. 03-5253-1111 (代表)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>